

長野労働局発表（2-22）

令和2年7月3日

担
当

長野労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 松尾 直彦

室長補佐

浜 幸好

電話 026-223-0125

令和元年度 男女雇用機会均等法等の法施行状況を公表します ～セクハラ・マタハラ関連や同一労働同一賃金の相談が最多～

長野労働局（局長 中原 正裕）は、このたび、「令和元年度男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等施行状況」をまとめましたので、公表します。

長野労働局では、引き続き、法の履行確保に向けた適切な助言・指導等を行っていくとともに、令和2年4月1日施行（中小企業は令和3年4月1日から適用）のパートタイム・有期雇用労働法について、均等・均衡待遇、いわゆる同一労働同一賃金の取り扱い等を含めて周知啓発に努めてまいります。

1 令和元年度男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法施行状況

【男女雇用機会均等法施行状況】

<ポイント>

◇相談件数は220件（対前年度比9件増）

「セクシュアルハラスメント」：100件（同3件増）

「妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い及びハラスメント」：67件（同9件減）

◇制度是正指導：363件（同3件増）

「妊娠、出産に関するハラスメント」：131件（同6件減）

「母性健康管理」：117件（同6件減）

「セクシュアルハラスメント」：113件（同14件増）

1 「セクシュアルハラスメント」をはじめとする相談件数が増加傾向。内訳は「セクシュアルハラスメント」100件、「妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い及びハラスメント」67件と、依然としてハラスメント関連が多い。

2 事業主に対する助言件数は363件。うち、「妊娠、出産等に関するハラスメント」（131件）と「セクシュアルハラスメント」（113件）のハラスメント関連が全体の6割以上を占める。

【育児・介護休業法施行状況】

<ポイント>

◇相談件数は、593件（対前年度比253件減）

「育児(休業)」に関する相談 : 222件（同 37件減）

「育児(休業以外)」に関する相談 : 153件（同 33件減）

◇制度是正指導 : 643件（同 164件減）

（ 育児関係 : 270件 ）
（ 介護関係 : 319件 ）

- 1 「育児（休業）」に関する相談が222件と最多、次いで「育児（休業以外）」に関する相談が153件（図2-1）
- 2 「育児関係」及び「介護関係」ともに「休業などに関するハラスメント防止措置」の制度是正指導がそれぞれ129件と最多（表2-1）

【パートタイム労働法施行状況】

<ポイント>

◇相談件数は、181件(対前年度比146件増)。

改正法の施行に向けた均衡待遇に関する相談が増加した。

◇制度是正指導 : 69件（同 178件減）

（ 労働条件の文書交付 : 20件 ）
（ 通常の労働者への転換 : 16件 ）
（ 措置の内容の説明 : 16件 ）

- 1 「均等・均衡待遇」に関する相談が139件（前年度比125件増）で最多（図3-1）。法改正に伴い、いわゆる「同一労働同一賃金」についての相談が多い。
- 2 「労働条件の文書交付」に係る指導事項では、「相談窓口の明示なし」が多い。「通常の労働者への転換」に係る指導事項では、「周知されていない」が多い。